

去る3月24日の第5回理事会・評議員会にて平成22年度沖縄県社会福祉協議会事業計画が審議され、承認されました。本誌では、その中の基本方針と重点事業について紹介します。

基本方針

一 昨年の世界金融危機以降の景気低迷により、引き続き厳しい経済・雇用情勢が続く中でセーフティネット施策の強化が進められる一方、政権交代後の政策転換や行政刷新会議における事業仕分けは、社会福祉分野にも大きな影響を及ぼしている。さらに、平成22年は社会福祉法の施行後10年にあたることから、各種事業の検証が行われることも予想されるなど、本年度は、わが国の社会福祉にとって新たな局面を迎えるものと思われる。

また、沖縄県においても、新沖縄県行政改革プランのスタートとともに全ての分野にわたる「事業棚卸し」が予定されており、県財政の逼迫のなか社会福祉施策についても厳しい評価の組上にあげられることが見込まれる。一方、県内では、家族構造の変化や地域社会の変容を受け、公的な制度・サービスだけでは解決することのできない多様な課題が浮き彫りとなってきた。

市町村社会福祉協議会には地域福祉の中核的組織として、小地域における住民活動を促進し「地域の福祉力」を向上するとともに、多様な課題に対応していくことが求められている。

福祉施設等を経営する社会福祉法人においても、第2種社会福祉事業実施主体の多様化の中で、福祉サービスの質の向上や地域貢献事業等への取組を通じて、その公共的使命を十分に果たしていく必要がある。

こうした状況をふまえ、本会では「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン」に基づいて市町村社協や福祉施設団体、ボランティア・NPO等との連携と活動支援を強化するとともに、判断能力が不十分な人々の権利擁護、低所得世帯等への支援等を通して安心・安全・福祉のまちづくりを目指し、以下の事業を重点に取り組むこととする。

1 市町村社協活動等の支援

○地域の福祉ニーズに即して、市町村社協が目指すべき理念と基本方向に沿った地域福祉活動を展開するため、情報提供を行うとともに各種研修会を開催し、社協経営や活動の支援を進める。

○市町村社協が、小地域福祉活動の推進及び住民活動の基盤強化が図れるよう、地域の特性に即した支援を強化する。

○大規模な自然災害時において、市町村社協が行政、民生委員、自治会等と連携して要援護者の避難及び被災者支援に円滑な取組が実施できるよう、災害支援活動の普及を図る。

○沖縄県民生委員児童委員協議会の組織強化を支援していくとともに、市町村社協における民生委員・児童委員活動との連携の強化を図る。

2 県民参加による福祉社会の形成

○市町村社協におけるボランティアセンターやボランティアコーディネーターの充実を図る。

○福祉施設、ボランティア団体・NPO、企業等のボランティアコーディネーターやリーダーの育成に努める。

○県民に対して、地域社会を構成する一員としての住民同士の支え合いの意識を喚起し、福祉文化の醸成に努める。



3 社会福祉施設・団体への支援

○福祉施設種別協議会活動の活性化による自主運営を促進するとともに、緊密な連携を保ちながら、福祉課題の共有化と課題解決に向けての連絡調整や調査・研究、政策提言活動等を強化する。

社会福祉法人が自ら組織体質の改革を行い、自律的な経営を確立していくことを支援するため、経

営改善支援事業の普及・促進を図る。また、これからの施設経営を担う中核人材の育成等、社会福祉事業経営者への支援を強化する。社会福祉振興基金等の効率的な運用を行うとともに、適正で公平な助成による民間福祉団体の活動支援に努める。

4 社会福祉従事者の資質の向上と研修

○福祉人材研修センターの受託研修や福祉施設種別協議会の独自研修等について、各組織の機能分担を考慮に入れながら、社会福祉事業従事者に対する効果的、効率的な研修を進める。

○公募採用への理解を深め、求人開拓を強化するとともに、福祉・介護分野での人材確保が深刻化する中で、質の高い福祉人材の確保・定着を図るため、関係事業所、福祉専門職能団体、及び養成校等との連携を強化し、介護職のイメージアップや雇用に関する専門相談、出前研修等の取組を強化する。

○福祉の職場に優秀な人材が定着するように、職員処遇の向上と福利厚

生の充実のため福利厚生センター（ソウエルクラブ）への加入等を促進する。



5 県民への福祉サービス事業の推進

○低所得者、障害者又は高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、生活福祉資金の利用について関係機関等への広報・普及を図り、市町村社協・民児協と連携して効果的な貸付と償還指導を行う。

○「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く地域住民に啓発するため、介護知識、介護技術の普及と啓発を図る。

○介護サービス事業所の適切な選択に資するための情報を提供する指定介護サービス情報公表センター事業の円滑な推進に努める。



○活力ある高齢社会を目指して高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、県民の意識高揚を図るとともに、高齢者の親しみやすいスポーツ・レクリエーション及び芸術文化活動の普及に努める。

○多様化する高齢者の学習ニーズや社会的役割の変化に対応するため、かりゆし長寿大学校等の講座の充実を図るとともに、地域における高齢者活動の活性化に努める。



6 利用者の立場に立った福祉基盤づくり

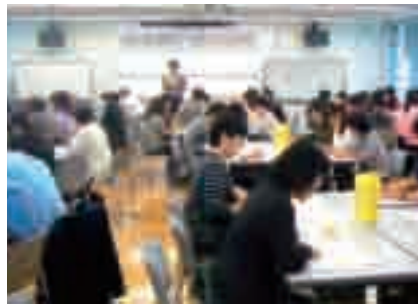
○判断能力が不十分な人々の地域での自立生活の継続・実現に向けて地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の円滑な実施を図るとともに、契約待機者の解消及び市町村社協における権利擁護の取組の強化・支援に努める。

○福祉サービス事業所や福祉施設等の苦情解決の体制整備を図るとともに、事業所段階で苦情解決が困難な案件については、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会において、迅速かつ適切な対応を図る。

○弁護士及び社会福祉士による高齢者虐待対応専門職チームを組織し、市町村・地域包括支援センターにおい

る困難事例への助言及び支援を行う。

○高齢又は知的・精神的障害によって福祉サービス等の支援が必要な矯正施設退所者の円滑な社会復帰を図り、生活の安定と自立に資するため、福祉施設利用等の支援を行う。



7 企画・広報・情報提供活動の推進

○最終年度を迎える第2次沖縄県社協21プランの5年次評価・点検をふまえ、第3次プランを策定する。

○先駆的な取組が必要な福祉課題や本会の運営課題等を検討するため、局内プロジェクトにおいて調査研究を進める。

○本会広報誌やホームページ、マスメディア等を通して、県民や福祉関係者等に対する情報提供活動を促進する。

8 沖縄県総合福祉センターの管理運営

○沖縄県総合福祉センターの指定管理者として、福祉活動の総合的拠点施設としての機能を十分に活かし、県民の福祉の向上、民間福祉団体活動等の発展に資する。



9 県社協の経営基盤強化

○事業規模に応じた適切な財務管理と財務体質の強化を図り、組織と事業の適正かつ安定的な運営に努めるとともに、組織運営の透明性を高め、県民に対する県社協の負託責任を明確にしていいため、広報誌やホームページ等により情報の積極的な開示に努める。

○事務局職員全体が県社協の使命を十分に認識するとともに、高度な知識と技術の習得を目指して職場内研修の充実、各種研修の受講及び資格取得の支援を図る。



※事業計画の仔細については、県社協ホームページもしくは総務企画部にて閲覧いただけます。

